

# 社会福祉法人ゆうき会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆうき会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席した時、評議員が評議員会に出席した時は、以下の交通費を支給する。ただし、法人の職員として雇用されている者には交通費を支給しない。

### 1 交通費

片道の距離 10km未満 2,000円

片道の距離 10km以上 3,000円

## (監事の報酬)

第4条 監事が法人の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、以下の交通費を支給する。

### 1 交通費

片道の距離 10km未満 2,000円

片道の距離 10km以上 3,000円

## (評議員選任・解任委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、以下の交通費を支給する。ただし、法人の職員として雇用されている者には交通費を支給しない。

### 1 交通費

片道の距離 10km未満 2,000円

片道の距離 10km以上 3,000円

## (役員等の報酬等の総額)

第6条 役員に対して、各年度の総額が5万円を超えない範囲で報酬等を支給する。

## (改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## 附則

1 この規程は平成29年3月1日から施行する。